Kita-ku Design研究所デザインパートナー募集　よくある質問（令和８年11月12日更新）

番号	項目	（参考）関連資料該当ページ	質問内容	回答
1	制度全体	・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー募集要項」P2、P4	デザインパートナーとして登録すると、区からの業務受注につながりますか。	Kita-ku Design研究所デザインパートナー事業は、登録いただいたデザイナーやクリエイターと区職員が課題について対話を重ね、その根本にあるものを一緒に理解していくことを大切にしています。 対話の結果として、外部委託が必要だと判断した場合は、区の契約に関する規則に基づいて適切に事務を進めたうえで、委託先を決定します。デザインパートナーに速やかな解決策の提案を求めることや、短期的に区の事業の外部委託を推進することは、本事業の目的ではありません。
2	登録形態	・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー募集要項」 P5 ・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー登録後の事務手続等について」 3. お支払いについて	法人として登録する場合は、どのような手続きになりますか。	登録は法人単位ではなく、実際に相談対応をいただくデザイナー・クリエイター個人で登録をお願いします。複数名でご参加いただく場合は、それぞれ個人として登録をお願いします。 お支払いは、法人名義の口座への振込も可能です。希望される場合は、登録完了後のお手続きの際に、しごと連携課にお知らせください。
3	登録形態	・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー募集要項」 P5 ・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー登録後の事務手続等について」 3. お支払いについて	謝金を受け取らずに参加することは可能ですか。	可能です。その場合も、通常どおりの登録のお手続きをお願いします。また「謝金の受け取りが不可」であることについては、申込みフォームのQ6に記載していただくか、登録完了後のお手続きの際に、しごと連携課にお知らせください。
4	副業	・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー募集要項」 P5 ・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー登録後の事務手続等について」 3. お支払いについて	勤務先で副業が認められていない場合、謝金が発生する業務について、区から勤務先に副業の許可の依頼や調整をしてもらうことはできますか。	依頼案件が発生した場合は、しごと連携課から依頼文を送付いたします。当該依頼文以外の書類作成については個別に判断いたしますので、しごと連携課にご相談ください。なお、しごと連携課が各デザインパートナーの勤務先の人事担当と個別にやりとりすることは想定しておりません。
5	事業の流れ	・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー募集要項」 P5	令和8年12月までに登録した場合、登録後完了後、令和9年4月以降の案件からデザインパートナーとしての活動が開始されるという流れでしょうか。	原則、そのとおりです。
6	登録完了後の活動	・「Kita-ku Design 研究所デザインパートナー募集要項」 P5	登録完了後、各課案件とマッチングした場合、打合せの頻度はどのくらいでしょうか。	原則１案件につき、打合せは２回程度、１回あたりの所要時間は60分～90分程度を想定しています。ただし、案件により回数や所要時間は変動する可能性があります。 ※上記打合せ等を経て、各課との委託契約が行われる可能性もありますが、デザインパートナーとしての活動は上記の単発の打合せとなります。 ※短期間に複数の案件をお願いする可能性もあります。依頼をお受けいただけるかどうかは、その都度ご相談させていただきます。